

令和2年4月30日

保護者 様

幸手市教育員会事務局教育部長

「新型コロナウイルス感染対策に係る市立幼稚園・市内小・中学校の臨時休業期間の延長について（通知）」の誤りの訂正等について

令和2年4月28日付け幸教総発第56号でお知らせした標記の文書中の月日の表記に一部誤りがありましたので、下記のとおり訂正をさせていただくとともに、お詫び申し上げます。

記

1 訂正箇所（抜粋）

さて、本市におきましては、大型連休明けの5月7日の学校（幼稚園）再開に向け準備を進めていたところでございますが、園児、児童・生徒の安全を第一に考え、市立幼稚園・市内小・中学校の臨時休業の期間を5月7日（木）までとしていましたが、5月31日（日）まで延長します。

2 訂正内容（下線部）

誤	正
5月7日（木）	5月6日（水）

担当 総務課 庶務・学務担当（内線622）

指導課 指導担当（内線631）

TEL 0480（43）1111（代）

FAX 0480（43）3188